

最近の「食の安全・安心」に関する事案について

平成27年11月26日
福島県水田畑作課

【緊急時モニタリング検査前的大豆・小豆の出荷事案について】

1 穀類の緊急時モニタリング検査から販売までの流れ

- (1) 穀類は、年産毎に検査。
- (2) 生産者は、収穫後出荷できる状態まで調製を実施。
- (3) 県がモニタリング検査を実施して、旧市町村単位に出荷の可否を判断。
- (4) 県は、モニタリング検査の結果、出荷可能になった旧市町村の情報をJ A等集荷業者、卸売市場、直売所に情報提供。
- (5) J A等集荷業者、卸売市場、直売所は、生産地を確認し、出荷可能な旧市町村であることをチェックして受入れ。

2 出荷・販売された事案

- (1) 10月30日、J A直売所において、棚倉町（旧棚倉町、旧近津村、旧高野村）産の小豆が消費者に販売されていたことを確認。
- (2) 11月9日、2販売店（卸売業者より仲卸業者経由）において、福島市（旧金谷川村）産の大豆（黒大豆）及び小豆が消費者に販売されていたことを確認。
- (3) 11月13日、J A直売所において、会津若松市（旧川南村、旧一箕村、旧日橋村）及び会津美里町（旧旭村）産の大豆（青大豆、黒大豆）及び小豆が消費者に販売されていたことを確認。
- (4) 11月16日、道の駅において、三島町（旧宮下村、旧西方村）及び金山町（旧川口村）産の大豆（青大豆、黒大豆）及び小豆が消費者に販売されていたことを確認。
- (5) 11月17日、農産物直売所において、喜多方市（旧熊倉村）産の小豆が消費者に販売されていたことを確認。

3 出荷・販売された原因

- (1) 生産者及びJ A直売所、卸売業者等の荷受担当者に県モニタリング検査の周知徹底がされていなかった。
- (2) 荷受時の自主検査により安全性を確認することで出荷して良いものと誤認していた。

4 今後の対応

- (1) 同様の事案の再発防止を図るため、11月18日に卸売業者・直売所等の流通関係者や市町村・関係団体を参集し、緊急対策会議を開催し、モニタリング検査結果により出荷可能となっていない地域の穀類を生産者から荷受することがないよう徹底を図った。
- (2) 県農林事務所が、毎週卸売業者や直売所等に対して、出荷可能となった地域の地図などの資料を提供するとともに、穀類の出荷販売状況の確認を行う。